

南阿蘇村敬老会事業費助成金交付要綱

令和3年8月2日

告示第77号

(目的)

第1条 多年にわたって社会に貢献された方々の長寿を祝福し、敬老の意を表すために敬老会を実施する行政区に対し、その経費の一部を南阿蘇村敬老会事業費助成金(以下「助成金」という。)として交付し、地域福祉活動の促進を図ることを目的とする。

(助成金の対象者)

第2条 助成金の対象となる高齢者(以下「敬老会対象者」という。)は、申請年度の9月15日時点において70歳以上の本村に住所を有するものとする。

2 助成金は敬老会対象者1人当たり年1回限りとする。

(助成金の申請者)

第3条 助成金を申請するものは、行政区の代表者又は敬老会対象者が5人以上所属する団体の代表者(以下、「行政区等の代表者」という。)とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に定める額とし、これに敬老会対象者の人数を乗じて得た額とする。

(1) 敬老会に出席した者 1人当たり2,000円

(2) 敬老会に出席せず、記念品を受贈した者 1人当たり1,000円

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする行政区等の代表者は、南阿蘇村敬老会事業費助成金交付申請書(様式第1号)を村長に提出しなければならない。

(助成金交付決定)

第6条 村長は、前条の申請を受けた場合は、内容を審査し交付すべきと認めたときは、助成金の交付を決定し、南阿蘇村敬老会事業費助成金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 行政区等の代表者は、事業完了後速やかに次に掲げる書類を村長に提出しなければならない。

(1) 南阿蘇村敬老会事業費助成金実績報告書(様式第3号)

(2) 収支決算書(様式第4号)

(助成金の確定)

第8条 村長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、内容を審査し、その審査結果に基づき助成金を確定し、南阿蘇村敬老会事業費助成金確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 行政区等の代表者は、助成金を請求しようとするときは、南阿蘇村敬老会事業費助成金交付請求書(様式第6号)を提出するものとする。

2 事業の執行上、概算払を受けようとする行政区等の代表者は、前項の規定に関わらず、南阿蘇村敬老会事業費助成金概算払請求書(様式第7号)を提出しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 行政区等の代表者は、事業に要した経費が助成金の額を下回った場合は、その差額相当分の助成金は返還するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。